

## 令和5年度第1回大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会 緑整備部会記録《要旨》

○日 時：令和5年11月14日（火）午前10時00分～午前12時00分

○場 所：万博記念公園事務所4階 第2応接室

○出席委員：山田部会長、今西専門委員、大藪専門委員

（以下委員は、オンライン参加）

井原専門委員、檀浦専門委員

○事務局：万博公園事務所長 ほか

内容：以下の議事について、協議

1. 万博の森の育成について
2. 日本庭園の更なる魅力づくりについて

### 1. 万博の森の育成について

事務局

資料3で万博の森の育成に関する調査、検討結果等を説明

#### （1）万博の森の育成について（資料3-1）

山田委員

資料3-1は令和4年度の緑整備部会での議論の振り返りであるため、特に問題はない。

#### （2）モデルエリアの現状と調査結果について（資料3-2）

山田委員

UAVの画像も用い、詳細な樹冠投影図が作成できている。データを年々積み重ねることで、樹林の再生過程を見られると思うので、今後も継続していただきたい。

#### （3）令和5年度モデルエリアの候補地について（資料3-3）

山田委員

アラカシを段階的に伐採することだが、モデルエリア候補地のうち、段階的な施業に最も適している場所はどこか。

事務局

どのエリアもアラカシが非常に多い状況である。落葉樹が点在し、その間を埋めるようにアラカシが生育している。BやCについては特に樹木の密度が高く段階的な施業に適していると思われる。

山田委員

例えば C で段階的な施業をするとなった場合、施業内容はどのようなものをイメージしているか。

事務局

落葉樹を中心に周囲のアラカシを伐採し、小さなギャップを作るという案を頂いている。また、林業では3割間伐という手法があるため、アラカシを3割程度伐採することも考えている。

山田委員

将来的には同じ施業方法を全域に拡大することを考慮すると、今挙げていただいた2案のうち、発注する側としてどちらの施業方法が現実的か。

事務局

施業を発注する際には、伐採する樹木を平面図で1本ずつ指定する。そのため、どちらの方法でも対応可能である。

今西委員

候補地 B と C が有力候補ということだが、落葉樹を残す場合、モデルエリアの中心付近に生育する個体が対象になると思う。落葉樹の本数が少ないため、枯れかけの木を残すことにならないよう、樹形や樹勢が良い落葉樹があるか現地で確認することが望ましい。

山田委員

現状の印象としては、該当する樹木がありそうか。

事務局

樹木密度が高い場所を選定しているため、モデルエリア 3-13 のような樹高は高いが細い樹木が生育している状況と考えられる。

今西委員

そのような状況であれば樹形の良い落葉樹はないかもしれないが、先枯れが発生している樹木等を選定しても枝が広がる見込みは薄いと考える。

事務局

万博の森の樹木の多くが不健全な状態であると考えられる。そのまま残しただけではよい樹形にならないと考えられるため、樹形を回復させるような施業方法を検討し、それをもとに万博の森全体の施業方法を検討する必要がある。

今西委員

施業には、間伐だけではなく、先枯れしている樹木の切り戻し等も含まれるということ。

事務局

施業と切り戻し等の剪定を同時に進める必要があると認識している。

檀浦委員

第1・2期のモデルエリアで強めの間伐を実施したが、その結果、他の樹木が乾燥の影響を受ける等といった問題は見られなかったため、第3期モデルエリアでも同程度の間伐を実施するという認識でよい。

事務局

これまでのモデルエリアでは、間伐ではなく常緑樹を皆伐したが、特にモデルエリア3-13では乾燥が進行し、残された落葉樹の枝が広がっていないという結果が出ていた。常緑樹全てを伐採したことにより問題が生じていると考えており、次回のモデルエリアでは常緑樹の間伐を考えている。

今西委員

モデルエリア3-13及び3-30は、樹冠が広がっていない。これまでのモデルエリアについて、次年度は様子見の予定か。あるいは、切り戻し、土壤改良等の対策を実施する予定か。

事務局

土壤改良までは検討していないが、切り戻しを行うことは検討中である。また、実生の補植や下草刈りを実施しながら、樹林を形成できるように様子を見ていきたいと考えている。

山田委員

ギャップの大きさの違いで下草刈りの困難さも異なると思うので、モデルエリアの下草刈りの費用や、作業に当たっての「困難さ」などの労力等についても記録を残し、今後の参考にできるようにしていただきたい。

大藪委員

B・Cが候補地ということだが、ここは有効土層が薄い場所である。伐採後に細い木が残された場合、倒木のおそれがあると考える。園路沿いにおいて倒木が懸念される樹木はあらかじめ伐採する、あるいは切り下げる等の剪定を行うことで、通行の支障にならないようにする対応が必要と考える。B周辺は人通りが少ないが、特に、C付近の園路はコスモスフェア等の際に人が多く通る。Cは特に落葉樹が少なく、この周辺にはコケ類が生育していることから、地下で帯水していて水はけが悪く根の張りが浅い場所であると予想されるため、剪定を行うか、切り戻して樹高を低くしておくななど、検討していただきたい。

#### (4) 林班見直し案について (資料3-4)

山田委員

元々の林班分けは、植生をベースに分けていたと思うが、1-1を南北に分割している

のはなぜか。

事務局

1-1 は、南北で樹種構成が大きく異なるためである。

今西委員

当初は、園路などの現地で分かりやすい境界線をもとに林班を区分しており、樹種構成が少し異なっていても同一林班にしていた。

大藪委員

1-1 は、北側は落葉樹が多く、南側は常緑樹が多い印象を受ける。

山田委員

提案のとおりに区分するということでよい。

## (5) ナンキンハゼの代替木候補について（資料3-4）

山田委員

代替木は、ナンキンハゼを撤去し、同じ場所に植栽する認識で間違いないか。本数はどの程度か。

事務局

イチョウとヤナギとナンキンハゼを混植している中で、代替木は、ナンキンハゼを抜いた跡に植栽する計画である。植栽の本数は、撤去したナンキンハゼと同数の6本を予定している。

井原委員

以前、ナンキンハゼは秋の早い時期に赤く紅葉するため、イチョウやヤナギ、背後のプラタナスの色合いから、鑑賞的な要素も考慮が必要ではないかと申し上げた。しかし、現地確認の結果、ナンキンハゼは周囲の樹木に埋もれていることから、観賞用というよりは鳥類の餌になるかどうかを重視して代替木を選定していると連絡を頂いている。そのような考え方の場合は、複数の樹種を組み合わせて植栽するのがよいと考える。

また、あまり大木にならない種を選定すると記載されているが、ゴンズイ以外の種は生育条件が合えば大木になる種である。

事務局

異なる樹種を植栽することで、結実時期の違いにより飛来する鳥類の種類も増えると考えられるため、複数種を混植するように検討を進める。

また、ウワミズザクラ等大きくなる樹種も含んでいるが、植栽する場所の環境を考慮すると、あまり大きくならないのではないかと考えている。大木になりすぎないよう、剪定等を別途検討する。

井原委員

葉の色合い等も考慮していただき、複数組み合わせるのがよいと思う。

山田委員

補植する場所の状況を踏まえ、適切な場所に適切な種を選定していただきたい。

大藪委員

この場所は水路沿いであり、地下水位が高い可能性があるため、ゴンズイのような乾燥を好む種は枯れてしまう可能性がある。全種植栽して、うまく生育しない種は別の種に変更するなど、柔軟に対応していただきたい。

また、こちらも有効土層が浅いため、ナンキンハゼを抜くのであれば、植栽樹の設置や溜まった水の排水、通気性向上のための施工等をご検討いただきたい。

## （6）万博の森の育成全般について

今西委員

2025年の大阪・関西万博に当たり、万博記念公園からも樹木が移植されている。観光客が2025万博に来た時に、こちらの万博記念公園にも来てもらえるような工夫が必要である。昔の万博の跡地で、最先端の森づくりをしているというPR資料や案内板などがあるとよいのではないか。

事務局

令和7年度にアクションプランを策定する計画があるので、それと併せて取組をPRしていきたい。

これまでの取組については自然観察学習館でも展示を行っているが、展示内容が少し古いため、更新していきたい。

山田委員

2025万博の開催後でもよいので、万博の森についての取り組みのPRについても検討していってもらえれば良いと思う。

万博の森については、これにて終了とする。

## 2. 日本庭園の更なる魅力づくりについて

事務局

資料4で日本庭園の文化財登録と保存活用計画を説明

大藪委員

「昨年度からの変更点および追記事項」の③に、「園路から外れて植栽地内に進入する利用者が多く、植栽の劣化が見られる」とあるが、具体的にどの場所で、どのような問題が生じているのか。

事務局

芝山の中に入ってシートを敷いて食事をする、梅林の中に入って写真を撮るために、邪魔になる枝を折るなど、様々な行動が確認されている。

大藪委員

それに対する対処としては、巡回をして、注意をすることがあるが、それ以外にどのような対応を考えているか。

事務局

園路に柵が無く、注意看板も少ないため、進入禁止なのが分からなかったという人が多い。柵や看板を増やすのも景観上良くないので、入口に注意書きの看板を設置する、パンフレットに記載して配布するなどの対応を考えている。

山田委員

「昨年度からの変更点および追記事項」の⑤に、文化庁から、迎賓館の敷地内も登録範囲内であれば、現状変更届は必要であるという指摘があったとのことだが、迎賓館の敷地内についても、現状変更の対象に入るということか。

事務局

その通りである。ただし、建物の内部については、対象外である。

山田委員

その場合、迎賓館を使用している事業者に、支障にならないか。

事務局

現状変更が出来ない訳ではなく、現状変更届を出せば可能であるため、大きな支障にはならないと考える。ただ、現在、迎賓館の敷地内に、事業者が新たな施設を設置しているので、それを撤去する際は、現状変更届が必要になる。

現状変更届の手間がかかるが、登録文化財になることでメリットもあるので、それも合わせて、事業者に説明したいと考えている。

山田委員

保存活用計画の第4章に、「管理・活用のためのその他の要素」を追加することだ

が、「その他の要素」についても、本質的価値を構成する要素に入るのか。

事務局

その他の要素は、本質的価値の構成要素には入らない。しかし、現状を変更する際の取り扱いを明確にしておかないと、管理者側がどのように扱えばよいか分からぬため、その他の要素についても整理して、取り扱いについて明確化することにした。

今西委員

「7-2. 活用の方向性」に「(5) 庭園の体験フィールドとしての活用」とあるが、具体的には、どのような体験を考えているのか。

事務局

例えば、庭園の管理作業の体験や、白砂の整備の体験など、日本庭園でないと出来ないような体験を考えている。

山田委員

同じ箇所に、「(6) 庭園のインクルーシブな活用の推進」とあるが、特別なメニューを考えているのか。

事務局

バリアフリー化などのハード対策に加えて、障がい者などの利用を支援するためのソフト対策を含めた内容を考えている。

井原委員

この箇所については、項目出して活用の具体的な中身が分かるように、どういう体験をしているか、またインクルーシブの内容に適合した項目になるよう、微修正をお願いしたい。

「7-1. 保存管理・活用・整備の方向性」の、④景観変容への対応についてだが、園外の高層建築物が眺望に入るという問題に関しては、庭園内の樹木管理だけで対応するのは難しいと考える。吹田市および茨木市の都市計画部局や景観部局と連携して、庭園の主要な視点場からの眺望の保全に取り組んでいく必要があるのではないか。

また、それと連動して、「9-1. 万博日本庭園の保存・活用に向けた体制」の箇所に、吹田市、茨木市の都市計画部局や景観部局との連携について記載してはどうか。

事務局

「7-2. 活用の方向性」の項目については、具体的な内容が分かるように、資料を改善する。

山田委員

景観への対応について、名勝庭園になった後であれば、そうした庭園外の土地利用規制の可能性があるかもしれないが、今の段階では難しいのではないか。

井原委員

難しいとは思うが、例えば、景観計画の見直しの際に、日本庭園からの眺望改善に関する項目を入れるなど、少しでも庭園の景観保全に向けた連携ができるのではないかと考える。今すぐ、高度規制をすることはできないとしても、日本庭園の景観保全と周辺の土地利用を切り離して考えなという内容が盛り込めたら、という提案である。

事務局

その点については、担当部局とも情報共有し、相談した上で対応したい。

山田委員

「7-4. 地区別の方向性」の箇所で、手摺の補修などの細かいことが書かれているが、ここまで書かなくても、例えば「定期的なメンテナンスが必要」といった大まかの方向性を書けばよいのではないか。

この計画の内容については、定期的に更新するのか。

事務局

方向性の書き方については、もう少し工夫したいと思う。本計画は、計画期間が10年で、5年後に見直しを行うこととしている。

今西委員

7-4のタイトルが「方向性」となっていることと、7-4の中身が合っていないよう思う。7-1から7-3では、短期から長期の方向性が書かれているのに対し、7-4は短期的な取組内容となっており、違和感がある。

大藪委員

7-4に記載されている樹木の樹勢回復を行うためには、土壤改良を行う必要があり、現状変更が必要になると考えられる。登録文化財への登録の前に、土壤改良を行おうとすると、時間的にも限られてくるので、その点も考慮してスケジュールを立てる必要がある。

7-4の内容については、今すぐやれることと、樹勢回復のように5年から10年かかることがあるので、その辺りを色分けして示すとよいのではないか。

井原委員

7-4については、短期・中期にやるべきことを整理しておくのは必要なことだと思う。また、大きな整備事業をやる予定であれば、そのこともしっかり書いておく必要がある。この箇所については、決まった形式は無いので、現場で使いやすい形になるようにしてほしい。

山田委員

8-1の現状変更の箇所であるが、これについては、緊急の場合は、現状変更届は必要無いということでよいか。

事務局

緊急の場合は、事後報告は必要であるが、事前の現状変更届は不要である。

今西委員

9-1の体制の図において、万博公園事務所が、指定管理者、植栽管理受託者と連携・委託して進めていくことが書かれているが、委託は、植栽管理だけではないのではないか。庭園に関する様々なことを委託するのであれば、「庭園管理受託者」等とした方がよいのではないか。

事務局

万博日本庭園では、景観に関わる植栽管理のみ、阪神造園建設業協同組合に委託しており、その他の庭園に関する業務は全て指定管理者が行っているので、このような書き方とした。

今西委員

現状はそうであっても、今後、庭園の修復を行っていく際には、この体制では対応できない部分も出てくるのではないか。

山田委員

例えば、舗装の改修や垣根の修繕といった業務について、個別に事業者に発注しているのであれば、これらに關しても文化財にふさわしい改修が必要である。そうであれば、これらの受託者についても、9-1の図に書いておいた方がよいのではないか。

今西委員

あくまで万博公園事務所が主体ではあるが、委託先として植栽管理者のみ記載されている点に疑問を感じた。「庭園管理受託者」でよいのではないかと思うので、検討してほしい。

山田委員

9-4の調査研究の箇所で、「名勝指定を視野に」とあるが、今後、名勝指定を目指していく予定なのか。

事務局

名勝指定を目指すことについては、将来ビジョンでもうたっている。それをを目指すうえで必要な調査研究を進めていきたいと考えている。

大藪委員

7-4の地区別方向性の中で、早急に取り組む必要があるものは何か。

事務局

鯉池の護岸石の修復については、今年度に工事を行う予定である。また、蓮池橋の手摺の補修、蓮池前園路の修復についても早急に取り組みたいと考えている。

大藪委員

登録前に、それらの工事を行った場合は、7-4から削除されるということか。

事務局

その通りである。

山田委員

今は登録記念物を目指している訳であるが、今後、名勝になれば、現状変更の条件などはより厳しくなるのか。

事務局

名勝の場合、届出ではなく、許可制になるため、より厳しくなる。場合によっては許可が降りないこともある。

以上